

生徒会規約

第1章 総 則

第1条（名称）本会は安代中学校生徒会という。

第2条（会員）本会は安代中学校に在学する全生徒の会員で構成する。

第3条（顧問）本校職員は本会の顧問となり、指導助言に当る。

第4条（目的）本会は次のことをもって目的とする。

- (1) 会員相互の親睦をはかる。
- (2) 生徒による自主的活動を計画実践し、本会の向上発展を期すと共に、伝統ある校風をつくる。
- (3) その他生徒自身の問題を解決するために活動する。

第5条（役割）本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 学校を学習しやすい環境にすること。
- (2) 授業以外の文化活動、体育活動、福祉活動を活発にし、各種の競技会やその他必要と思われる会合を主催し、対外的行事に参加する。
- (3) 校内外における生活を計画的に行う。
- (4) いろいろな問題を討議し合い、これを解決する。
- (5) その他必要と思われること。

第2章 組 織

第6条（決定）本会の目的を達成するため次の期間をおき、その決定事項はすべて学校長の承認をへてから効力を発する。

第1節 生徒総会

第7条（招集）生徒総会は本会の最高議決機関であり4月・11月に開かれる。但し、中央委員会で必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、臨時に開くことができる。

第8条（総会）生徒総会は、次のことがらを審議し、議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 活動方針の決定と行事の計画
- (3) 経過報告と決算の承認
- (4) 予算の決定
- (5) その他重要事項

第9条（決議）生徒総会は、会員の3分の2の出席で成立し、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、賛否同数の場合には議長に決定権が与えられる。

第2節 執行部会

第10条 執行部会は生徒会役員によって構成され、次のことを行う。

- (1) 生徒会運営についての企画
- (2) 生徒総会、中央委員会で決定されたことの執行
- (3) 諸集会の企画と運営
- (4) 予算・決算の原案作成
- (5) その他必要なことの企画と執行

第11条 執行部会は毎月2回定期的に開く。但し会長が必要と認めた時は、いつでも開くことができる。

第 12 条 執行部会で企画立案されたことは中央委員会の議決をへて実行に移される。

第 3 節 中央委員会

第 13 条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、毎月 1 回開かれる。但し、会長が必要と認められた時は、臨時に開くことができる。

第 14 条 中央委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 生徒会執行部 (6 名)
- (2) 学級選出中央委員 (常任)
- (3) 議長団 (2 名)
- (4) 必要により専門委員長、部長

第 15 条 前条の構成員のほかに会長が必要と認められた時は、応援団長、部長、校外班班長、及びその他の代表を出席させることができる。

第 16 条 中央委員会は次のことがらを審議、議決する。

- (1) 生徒総会から依頼されたこと。
- (2) 予算・決算及び更正予算の審議と承認
- (3) 毎月の執行部、専門委員会、部の活動計画と経過報告の検討
- (4) 部の新設と廃止の承認
- (5) 細則既定のこと
- (6) 日常生活の問題のこと
- (7) その他

第 17 条 中央委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議決は出席委員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長に決定権が与えられる。

第 4 節 専門部

第 18 条 専門部には次の委員会を設ける。

- (1) 学習・図書委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 保健委員会
- (4) 部長会

第 19 条 専門委員会は毎月 1 回定期的に開かれる。但し、会長または委員長が必要と認められた時は、臨時に開くことができる。

第 20 条 各専門委員会は各学級で選出された委員によって構成され、委員長は委員会を代表し、中央委員会の構成員となる。

第 21 条 専門部会は各専門委員会の委員長、副委員長によって構成され、必要に応じて開かれる。

第 5 節 部

第 22 条 本会には次の部を設ける。

- (1) 運動部 野球・卓球・ソフトテニス・スキー
- (2) 特設部 駅伝

第 23 条 各部には互選により部長 1 名、副部長 1 名をおく。

第 24 条 会員は希望する部に所屬することができるが、複数の部には所屬できない。但し、特設部には自由に所屬できる。

第 25 条 部活動は任意加入とする。転部・退部・入部を妨げない。4 月・中総体後・新委員大会後上

記の内容を受理する。

第26条 各部の部長により部長会を構成し、必要に応じ部活動に関する問題について話し合う。また、部長会では互選により部長会会長・副会長を選出する。

第6節 応援団

第27条 応援団は全校生徒の統制と、各種大会の応援及びその練習指導を行い、よりよい伝統を培い、気風を高めるために設ける。

第28条 応援団に団長1名、副団長1名の役員をおく。

第29条 団長及び副団長は生徒会選挙により選出される。

第7節 学級会

第30条 学級会は生徒会員が直接参加できる重要な活動機関であり、部活動以外はすべて学級会の活動を基礎とする。

第31条 学級には次の役員をおく。

(1) 学級委員

委員長 1名（中央委員となる）

副委員長 1名（中央委員となる）

書記 (2名)

議長 (2名)

(2) 専門委員（2名）

広報 保健 学習・図書

※専門委員長もその委員会の構成人数とする。

(3) 選挙管理委員

第32条 学級会は次のことについて討議または議決する。

(1) 学級内のあらゆる問題

(2) 中央委員会・専門委員会等から提出された問題

(3) その他必要なこと

第33条 学級会は学級選出の委員を通して、中央委員会その他の期間に議題を選出することができる。

第34条 学級会は各専門委員会で決定された活動を実践できるように組織をつくる。

第35条 学級会は常に担任の先生と連絡をとり助言、指導を受ける。

第8節 校外生徒会

第36条 校外生徒会は各地区におけるよりよい環境づくりと規律ある生活がなされるよう活動する。

第37条 会員は居住地区によりそれぞれの班に所属し、互選により、班長・副班長各1名と連絡員若干名を選出する。

第3章 役員

第38条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長（1名）

(2) 副会長（2名）

(3) 執行委員（3名）

第39条 前条の役員は生徒会選挙によって選出され、任期は1ヶ年とする。

第40条 次の職にあるものは原則として役員を兼任することはできない。

(1) 専門委員会委員長・副委員長

- (2) 学級委員長・副委員長
- (3) 応援団長・副団長

第4章 議長団

第41条 議長団は議長1名、副議長1名で構成され、常任とせず、生徒総会の都度、選出する。

第42条 議長団にも第40条が適用される。

第5章 選挙

第43条 本会の選挙はすべて「安代中学校生徒会選挙規定」によって行われる。

第44条 選挙管理委員会は各学級から選出された選挙管理委員によって構成され、互選により委員長1名をおく。

第45条 選挙は毎年10月に行われる。

第6章 会計

第46条 本会の経費には全会員からの会費とその他の収入を持ってあてる。

第47条 本会の予算、決算は中央委員会で審議し、生徒総会の承認を必要とする。

第48条 本会の会員は生徒会費を納入しなければならない。

第49条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 付則

第50条 本会の規約を改正する場合は、生徒総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

第51条 生徒会役員に欠員が生じた場合は次点者をあて、次点者のない場合は、あらためて選挙するものとする。

生徒会組織図

